

株式会社デリシアに対する警告について

令和 8 年 2 月 2 6 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社デリシア（以下「デリシア」という。）に対し、本日、次のとおり、警告を行った。

本件は、デリシアが、独占禁止法第 19 条（同法第 2 条第 9 項第 5 号（優越的地位の濫用））の規定に違反するおそれがある行為を行っていたものである。

1 警告の相手方

| | |
|-------|---------------------------|
| 法人番号 | 3100001014168 |
| 名称 | 株式会社デリシア |
| 所在地 | 長野県松本市大字今井 7 1 5 5 番地 2 8 |
| 代表者 | 代表取締役 森 真也 |
| 事業の概要 | 食品スーパーマーケットの経営 |

2 警告の概要

- (1) デリシアは、遅くとも令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 7 月 6 日までの間、自社に継続して商品を納入する事業者（以下「納入業者」という。）に対して、自社の店舗の新規開店、改装開店又は売場変更に際し、これらを実施する店舗において商品の陳列等の作業を行わせるため、派遣のために通常必要な費用を自己が負担することなく、自己のために当該納入業者の従業員等を派遣させていたとの事実が認められた。
- (2) デリシアの前記(1)の行為は、独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号ロに該当し同法第 19 条の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、デリシアに対し、今後、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、前記(1)と同様の行為を行わないよう警告した。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局
公正競争監視室（優越的地位濫用事件タスクフォース）
電話 03-3581-5415（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>